

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	特別支援教育就学奨励費関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高知県教育委員会は、特別支援教育就学奨励費関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高知県教育委員会

## 公表日

令和4年8月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別支援教育就学奨励費関係事務
②事務の概要	特別支援学校への就学奨励に関する法律及び県要綱に基づき、特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、就学のため必要な経費を支給する。 保護者等の属する世帯の収入額により、支給される経費の範囲が異なるため、所得に関する情報等を照会し、支給区分の判定を行う。
③システムの名称	特別支援教育就学奨励費事務処理支援ソフト
2. 特定個人情報ファイル名	
特別支援教育就学奨励費支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の26 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第22条 ・高知県行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 第4条別表第1(19)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【提供側】 ・番号法第19条第8号 別表第二の26、87 ・番号法 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条第1号ナ及び第44条第1号ナ ・番号法第19条第16号  【照会側】 ・番号法第19条第8号 別表第二の37 ・番号法 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第23条 ・番号法第19条第16号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高知県教育委員会事務局特別支援教育課
②所属長の役職名	特別支援教育課長 濱田 邦彦
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県総務部法務文書課 電話:088-823-9156 FAX:088-823-9250
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高知市丸ノ内1丁目7番52号 高知県教育委員会事務局特別支援教育課 電話:088-821-4741 FAX:088-821-4547

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ ○ ] 委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ ○ ] 提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ] 接続しない(入手) [ ○ ] 接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ ○ ] 自己点検 [ ○ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実績機関における 担当部署 ②所属長	特別支援教育課長 川村 泰夫	特別支援教育課長 橋本 典子		
平成28年5月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月1日	平成28年5月1日		
平成28年4月1日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日		
平成28年11月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、就学のために必要な経費を支給する。	特別支援学校への就学奨励に関する法律及び県要綱に基づき、特別支援学校に就学する幼児、児童又は生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて、就学のために必要な経費を支給する。		
平成28年11月24日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の26 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第22条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一の26 ・番号法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第22条 ・高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例 第4条別表第1(19)		
平成28年11月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	【提供側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26、87 ・番号法 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条第1号ソ及び第44条第1号ソ 【照会側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の37 ・番号法 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第23条	【提供側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26、87 ・番号法 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第19条第1号ソ及び第44条第1号ソ ・番号法第19条15号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 第2条 【照会側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の37 ・番号法 別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第23条 ・番号法第19条15号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則 第2条		
平成29年9月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年5月1日時点	平成29年5月1日時点		
平成29年9月20日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点		
平成30年7月5日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月1日時点	平成30年5月1日時点		
平成30年7月5日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点		
平成31年1月15日	IV リスク対策		様式追加による記入		
令和1年7月4日	I 関連情報 5. 評価実績機関における 担当部署 ②所属長	特別支援教育課長 橋本 典子	特別支援教育課長 平石 勝久		
令和1年7月4日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年5月1日時点	令和元年5月1日時点		
令和1年7月4日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	令和元年5月1日時点		
令和2年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		廃止されている規則を削除等整理		
令和2年8月31日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和元年5月1日時点	令和2年5月1日時点		
令和2年8月31日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和元年5月1日時点	令和2年5月1日時点		
令和2年8月31日	IV リスク対策 6. 情報ネットワークシステムとの接続		(提供)について、接続しないに○を記入し、リスク対策を削除		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 番号法第19条第15号	番号法第19条第8号 番号法第19条第16号 (条ずれ整理)		番号法第19条改正(令和3年9月1日施行)に伴う変更
令和3年11月15日	I 関連情報 5. 評価実績機関における担当部署 ②所属長	特別支援教育課長 平石 勝久	特別支援教育課長 高橋 信司		
令和3年11月15日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点		
令和3年11月15日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年5月1日時点	令和3年5月1日時点		
令和4年8月30日	I 関連情報 5. 評価実績機関における担当部署 ②所属長	特別支援教育課長 高橋 信司	特別支援教育課長 濱田 邦彦		
令和4年8月30日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年5月1日時点	令和4年5月1日時点		
令和4年8月30日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年5月1日時点	令和4年5月1日時点		